

津島市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)による契約の適正な履行を確保するため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により行う低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 低入札価格調査制度は設計金額が1億5千万円以上の建設工事について、最低制限価格制度は300万円以上1億5千万円未満の建設工事について適用する。

(低入札調査基準価格及び最低制限価格)

第3条 低入札調査基準価格は、予定価格に、当該予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 特別なものについては、前項の規定にかかわらず、予定価格に10分の9.2から10分の7.5の範囲内で別に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定は、最低制限価格について準用する。

(通知)

第4条 第2条の規定により低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用することとした入札については、その旨(低入札価格調査制度を適用することとした入札については、第6条に規定する失格基準を適用する旨を含む。)を明示して、当該入札に参加する全ての者に通知するものとする。

(低入札価格調査制度を適用する入札)

第5条 契約担当課長は、低入札価格調査制度を適用する入札において、最低の価格をもって申込みをした者(以下「最低価格入札者」という。)の申込み価格が低入札調査基準価格未満の価格であったときは、当該入札を中止し、当該申込みをした者にその内訳書を提出させた上で、調査及び聴取りを行い、津島市入札参加資格審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査に付するものとする。

2 審査委員会が前項の申込みによって当該契約の内容に適合した履行がされると認

めたときは、契約担当課長は、当該入札に参加したすべての者にその旨を通知するとともに、最低価格入札者を落札候補者とする。

3 審査委員会が第1項の申込みによって当該契約の内容に適合した履行がされないと認めるときは、契約担当課長は、当該申込みを無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。

4 前項の規定にかかわらず、次順位者が低入札調査基準価格未満の価格で申込みをした者であった場合には、前3項の最低価格入札者と同様の手続を行い、落札候補者を決定するものとする。

（低入札価格調査制度における失格基準）

第6条 低入札価格調査制度を適用する入札において、その申込み価格が低入札調査基準価格未満の額であって、次に掲げるいずれかに該当するときは、その申込みを無効とする。

(1) 入札価格（入札書に記載された価格。以下同じ。）の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額未満である場合

(2) 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合

(3) 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合

(4) 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合

（最低制限価格制度を適用する入札）

第7条 契約担当課長は、最低制限価格制度を適用する入札において、最低制限価格未満の価格で申込みをした者があったときは、当該申込みを無効とし、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 契約担当課長は、最低制限価格制度を適用する入札において、最低制限価格未満の価格で申込みをした者があった場合で、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした者がいないときは、最低制限価格未満の申込みをした者を除き、再度入札を行うものとする。

3 契約担当課長は、最低制限価格制度を適用する入札において、当該入札に参加する全ての者が最低制限価格未満の価格で申込みをしたときは、当該入札を不調とする。

（申込者の保護）

第8条 前3条の規定により申込みが無効となった者は、当該申込みに係る入札に限り落札する資格を失うものとし、他の不利益を被ることはないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の運用に関し必要な事項は、審査委員会が定める。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の津島市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度事務取扱要領第3条第1項の規定は、施行の日以後に施行伺を起案する案件について適用し、同日前に起案する案件については、なお従前の例による。